

**i** マイナンバーからオンラインで転出届を提出できます

「転出届」について、マイナンバーポータルを通じたオンラインでの届出が可能になっています。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯の方、ご自身以外の同一世帯の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。



デジタル庁ホームページQR

マイナンバーポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。また、転出届を提出する市町村での手続きが別途必要な場合もあります（水道や、保険証などの手続き）。

**i** 住所異動の届出はお済みですか

春は引越しの季節です。住所を変更する場合は、次のものを添えて、役場窓口へ届け出てください。それ以外にも市町村から発行を受けている証書などがあれば、お持ちください。なお、届出には本人確認のための運転免許証、健康保険証などが必要です。

本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合には、委任状が必要です。

**◆** 転出

黒潮町からほかの市町村に住所を移すときは、引越しするまでに届出をしてください。

**【**届出に必要なもの**】**

- ・ 転出予定日
- ・ 転出先の住所

**【**次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください**】**

- ・ 印鑑登録証
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 後期高齢者被保険者証
- ・ マイナンバーカード など

**◆** 転入

ほかの市町村から黒潮町に住所を移すときは、住み始めてから14

日以内に届出をしてください。

**【**届出に必要なもの**】**

- ・ 前住所地の市区町村役所が発行した転出証明書（マイナンバーカードによる特例転出の場合は、マイナンバーカード）

**【**次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください**】**

- ・ 介護保険受給資格証明書
- ・ 障害者手帳
- ・ マイナンバーカード など

**◆** 転居

町内で住所を移すときは、引越しをしてから14日以内に届出をしてください。

**【**次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください**】**

- ・ 印鑑登録証
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 後期高齢者被保険者証
- ・ 障害者手帳
- ・ マイナンバーカード など

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係  
 4312800  
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係  
 5513701

☎ 5513701

**¥** 黒潮町光ネットワークサービス 月額使用料の口座振替年間予定

口座振替日は、利用された月の末日（ただし12月は25日）が基本です。末日が土曜、日曜、祝日および国民の休日に当たるときは、その日以降の直近の平日になります。指定日に引き落としができなかった場合は、個別に通知したうえで、翌月15日に再引き落としをします。15日が休日の場合は、同様にその日以降の直近の平日になります。

	引落日	引落日	引落日
4月分	5/1(月)	10月分	10/31(火)
5月分	5/31(水)	11月分	11/30(木)
6月分	6/30(金)	12月分	12/25(月)
7月分	7/31(月)	1月分	1/31(水)
8月分	8/31(木)	2月分	2/29(木)
9月分	10/2(月)	3月分	4/1(月)

○お問い合わせ

本庁 情報防災課 情報推進係

☎ 4312188